

三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

九 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者
 十二 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）、又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの
 十三 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
 十五 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（準用）

第一条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第二から別表第四までの課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、この条により読み替えられた同告示別表第二に定める研修の課程は、読み替えられた同告示別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第二 講義の項	別表第二 演習の項	別表第二 実習の項	別表第三 講義の項 及び別表 第四講義 の項	別表第三 演習の項	別表第三 実習の項	別表第三 及び別表 第四実習 の項
主任訪問介護員が行う他の	居宅介護支援	処遇	老人保健福祉	訪問介護計画	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	老人デイサービスセンター
他の	相談支援	支援	保健福祉	居宅介護計画	生活介護を行う事業所等における介護実習及び居宅介護	生活介護を行う事業所
				居宅介護に関する		
				居宅介護従業者		
				居宅介護に関する		
				支援が困難な者に対する介護実習、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する指導監督その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するたために必要な業務に関する実習、生活介護を行う事業所等の業務に関する実習及び相談支援事業の業務に関する		